

# 入札仕様書

産婦人科用超音波画像診断装置一式購入

掛川市・袋井市病院企業団

# 仕 様 書

## 1. 調達の背景及び目的

産婦人科用超音波画像診断装置を更新し、治療に万全を期するものである。

## 2. 調達物品名及び構成内訳

GE社

産婦人科用超音波画像診断装置一式

※構成は設計書を確認のこと

## 3. 基本要件について

### (1) 導入時期

今回調達する機器は、上記の項目で構成されること。納入する装置及び周辺機器等は、令和7年3月14日（金）までに搬入設置調整を完了し、運用を開始できるものとする。

### (2) 納入場所

中東遠総合医療センター内

- ・ 2階 E外来診察室8番
- ・ 4階 緊急分娩室

### (3) 入札額

入札額は、消費税を含まない金額とし、機器納入から運用開始までの一式の費用（既存装置撤去および移動、装置他周辺機器の費用、搬入・据え付け計画及び調整、搬入・据え付け及び試運転性能試験、病院従事者のトレーニング他必要項目に要する費用）とする。

4. 付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 装置据付関連事項は以下の要件を満たすこと。

1-1 24型液晶モニターは下記写真のように設置すること。位置、角度（上下左右）が調整できること。詳細は現場職員の指示に従うものとする。



1-2 装置据付に起因する室内改修等が必要な場合は、受注者の負担で必要な措置を行うこと。

1-3 計画している空調設備以外に、特に空調設備が必要な場合は受注者によって設置すること。

1-4 装置の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続がある場合については、受注者の責任において必要な措置を講じること。

1-5 搬入ルート検討時には、必要に応じて装置を分割することを考慮して搬入すること。

1-6 搬入の際には、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。

1-7 工事は、納期、工事期間のスケジュールの打ち合わせを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。

1-8 上記 7 項目に関し記載無き事項、不明瞭な事項は受注者の責任で必要な措

置を講じること。

(2) 保守体制は以下の要件を満たすこと。

- 2-1 納入検査確認後より1年間はメーカー保証期間とすること。適用は原則自社製品（オプションを含む）とするが、他社製品であっても本体を運転する上で必要な物は含むこと。
- 2-2 装置の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。
- 2-3 メーカー保証期間内に行った調整・修理等全ての作業は、その作業内容をその都度病院担当者に報告すること。

(3) 教育体制は以下の要件を満たすこと。

- 3-1 装置の据付及び調整終了後、操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。また、必要に応じて、導入装置と同式装置にて、実際の操作あるいは、オリエンテーションを病院職員が受ける機会を設けること。
- 3-2 装置稼働後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- 3-3 教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。
- 3-4 操作マニュアルは、各装置（周辺機器を除く）については、日本語版を2部以上提供すること。

(4) その他、以下の要件を満たすこと。

- 4-1 装置に関し、必要な場合には耐震対策を講じること。
- 4-2 契約締結後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、受注者は、協議に応じること。
- 4-3 受注後、詳細設計図面等を速やかに提出するとともに、病院関係者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連絡を密にし、機器設置（導入）に関わる必要事項について詳細な打ち合わせを速やか行うこと。
- 4-4 付帯設備の変更が必要な場合は、病院担当者から承認を得ること。なお、給電、給水、照明等設備の変更が必要な場合は承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は受注者の負担とする。
- 4-5 本契約にて納入する本体及び付属品については、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。
- 4-6 その他、当仕様書に記載のない事項については適宜病院担当者との協議に応じること。